京都外国語大学　教員の任期に関する規程

（平成29年1月24日制定）

（目的）
第１条　この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、任期を定めて雇用する京都外国語大学（以下「本学」という。）の教員に関し必要な事項を定める。

（任期等）
第２条　任期を定めて雇用する教員の職、任期、再任の可否等は、別表に定めるとおりとする。
２　前項の規定にかかわらず、別表中の再任可能回数については、この規程の施行前に本学と有期労働契約を締結して勤務している教員については、平成25年4月1日からこの規程の施行までになされた再任の回数を、別表に規定された再任可能回数から減じたものとする。

（再任可能回数の延長）
第３条　前条に規定する別表中の再任可能回数は、次の各号のいずれかに該当する場合は延長することができる。
（１）非常勤講師について、学長が教育研究上必要があると認めた場合
（２）特別任用教員について、理事長が京都外国語大学大学院を担当する者として教育研究上必要があると認めた場合

（所管）
第４条　この規程の所管は、法人部人事課とする。

（改廃）
第５条　この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附　則
（施行期日）
この規程は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に雇用される教員について適用する。
附　則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、平成31年2月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。
附　則
この規程は、令和8年5月28日から施行する。
（平成30年3月13日改正、平成31年1月30日改正、令和8年3月10日改正、令和8年5月28日改正）

別表（第2条第1項関係）

対象職名	所属組織	任期	再任に関する事項
特別任用教員	外国語学部 国際貢献学部 共通教育機構 留学生別科 ランゲージセンター 外国語学研究科	1年以内	4回まで再任可
客員教員 （称号付与型を除く）	外国語学部 国際貢献学部 共通教育機構 外国語学研究科	1年以内	9回まで再任可
非常勤講師	外国語学部 国際貢献学部 留学生別科 共通教育機構 ランゲージセンター 外国語学研究科	1年以内	9回まで再任可
嘱託研究員	国際言語平和研究所	3年以内	再任不可

京都外国語大学自律学習支援室業務等担当特別任用教員	ランゲージセンター	2年以内	1回に限り再任可
京都外国語大学自律学習支援室ﾗｰﾆﾝｸﾞｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ任用教員	ランゲージセンター	1年以内	4回まで再任可
京都外国語大学外国語教育担当特別任用教員	外国語学部	2年以内	1回に限り再任可